

今回も明治二十三年三月に、このカムイコタンを調査した永田方正が、初めて採録した「シケウシユナイ(shi-ke-u-shi-nai 荷ひ川)」此の川より

荷物を陸揚げして荷ひ行くを以て名づく」について再検証させていただく。

今回はまず、安政四年(一八五七年)に、アイヌの人たちの漕ぐ丸木舟で、

掲載図②「現・神居古潭」のバラモイ(para-moy 広い・湾)に到着し、神居大橋のある岩場のシキウシバ(荷物背負場)から、ハルシナライ(春志内)までの約三キロを実際に歩いた

松浦武四郎の地名記録を「再窓石狩日誌」でたどつてみる。その上で、永田地名解や知里地名解と対比検討する。

ただし、紙幅の関係で、こしでは掲載図①のオミムタルシナイまでとし、以下は省略した。

- (1) ハラムイリ・バラモイ
- (2) シキウシバ・荷物背負場
- (3) ホロレフシベ・ポロレプシペ
- (4) ホンノミンタルマイ…
- (5) ホロノミンタルマイ…等奇岩峨々
- (6) フナエルシ



①明治三十年製版
『北海道仮製五万分一図』



②現・神居古潭(二万五千分一図)

- (1) ハラムイリ・バラモイ
- (2) ポロオミンタルナイ…大庭川
- (3) ホンノミンタルマイ…
- (4) ホンノミンタルマイ…
- (5) ホロノミンタルマイ…等奇岩峨々
- (6) ホンノオミンタルナイ…小庭川
- (7) ポロオミンタルナイ…大庭川

次に、昭和三十五年の知里真志保の「上川郡アイヌ語地名解」の記載順を見ると、基本的には永田地名解の(3)レブシ(ユベト)、(6)ポンノオミンタルナイの間に、次のアイヌ語地名を記載している。

これが松浦武四郎が記録した往時のカムイコタンの前半部分であつた。

他方、永田方正の「北海道蝦夷語地名解」で、アイヌ語地名記載順(ここ

した上で、右の永田地名解の(3)レブシ(ユベト)、(6)ポンノオミンタルナイの間に、次のアイヌ語地名を記載している。

「現・神居古潭」の神居大橋の位置に、次のアイヌ語地名を記載している。

しかし、右の(ウエ)は、掲載地図②の「現・神居古潭」の神居大橋の位置にあることを明確化しながらも、永田方正の地名解に合わせて、ポロレプシペの上流に記している。知里自身が、自らのアイヌ地名表記のルールを破っているのである。

永田方正が、「イヤブテウシ(i-yab-te-u-shi 揚場—荷物を陸揚する処なり)」をポロレブシペの上流としたのは、松浦武四郎等の紀行からも誤りであるのは明白である。したがって、それに付随した、「シケウシユナイ(shike-u-shi-nai 荷ひ川)」の位置も誤りであるといえる。

明治十九年八月に、上川仮道路が完成する。これ以降は、松浦武四郎のようにアイヌの人たちの漕ぐ丸木舟によつての上川郡入りはなくなつた。永田方正の誤解も、このような事情から生まれたものと推察される。